

○ 総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
第 6 章 外国の無線局等の運用の許可 (外国の無線局等の運用の許可) 第18条 [略] <u>2 法第103条の 6 の規定による実験等無線局（携帯無線通信を行う基地局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及びローカル 5 G の基地局を通信の相手方とする陸上移動局に限る。）の運用の許可の申請書を受理したときは、次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、許可する。</u> <u>(1) 前項第 1 号及び第 2 号に定める事項に適合していること。</u> <u>(2) 申請に係る実験等無線局の無線設備について平成15年総務省告示第344号に定める事実があること（申請者が同告示第 3 項第 2 号に基づき記載する具体的方法により、申請者が同項第 1 号に規定する措置を行うことを確認できる場合に限る。）。</u> 別紙 2（第 5 条関係）無線局の目的別審査基準 [第 1 略] 第 2 陸上関係 1 電気通信業務用 [(1) ～ (15) 略] (16) 携帯無線通信を行う無線局等 [ア～ク 略] ケ 周波数の指定 周波数の指定については、別表 1 によるほか、次に従い指定する。なお、干渉等の理由により使用できない周波数帯がある場合は、当該周波数帯を除くこととする。 [(ア) ～ (ウ) 略] (エ) (ウ) の規定にかかわらず、法第27条の14第 1 項の規定に基づく認定（3,400MHzから3,480MHzまでの周波数を指定しているものに限る。）を受けた開設計画（法第27条の15第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。）に基づき当該認定の有効期間中に開設される特定基地局にあっては、当該開設計画の認定の日（法第27条の15第 1 項の規定による変更（平成30年総務省告示第34号（第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）第 1 章第 1 項第14号に規定する 5 G 基地局の開設に関する開設計画の変更を除く。）の認定があったときは、その変更の認定の日）以前に開設され、3,400MHzから4,200MHzまでの周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）に関し、当該無線局の免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意していること又は当該特定基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことがITU—R勧告P. 452に基づく干渉検討（当該無線局の免許人との間で干渉検討方法について合意がある場合に限る。）によって	第 6 章 外国の無線局の運用の許可 (外国の無線局の運用の許可) 第18条 [同左] [新設] 別紙 2（第 5 条関係）無線局の目的別審査基準 [第 1 同左] 第 2 陸上関係 1 電気通信業務用 [(1) ～ (15) 同左] (16) 携帯無線通信を行う無線局等 [ア～ク 同左] ケ 周波数の指定 周波数の指定については、別表 1 によるほか、次に従い指定する。なお、干渉等の理由により使用できない周波数帯がある場合は、当該周波数帯を除くこととする。 [(ア) ～ (ウ) 同左] (エ) (ウ) の規定にかかわらず、法第27条の14第 1 項の規定に基づく認定（3,400MHzから4,100MHzまでの周波数を指定しているものに限る。）を受けた開設計画（法第27条の15第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。）に基づき当該認定の有効期間中に開設される特定基地局にあっては、当該開設計画の認定の日（法第27条の15第 1 項の規定による変更（平成30年総務省告示第34号（第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）第 1 章第 1 項第14号に規定する 5 G 基地局の開設に関する開設計画の変更を除く。）の認定があったときは、その変更の認定の日）以前に開設され、3,400MHzから4,200MHzまでの周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）に関し、当該無線局の免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意していること又は当該特定基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことがITU—R勧告P. 452に基づく干渉検討（当該無線局の免許人との間で干渉検討方法について合意がある場合に限る。）によって

示されていること。ただし、当該特定基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。
[（オ）～（シ） 略]
[コ・サ 略]
シ 他の無線局との干渉調整等
[（ア）～（サ） 略]
<u>（シ） 3,400MHzを超え4,100MHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び3,400MHzを超え3,600MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動中継局の免許を申請する者は、3,400MHzを超え4,200MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の免許人、関係者及び当該宇宙無線通信を行う無線局を開設しようとする者（以下この（シ）において「宇宙無線通信を行う無線局免許人等」という。）に対し、当該基地局及び陸上移動中継局の設置場所等の情報の事前提供、宇宙無線通信を行う無線局免許人等からの問合せ窓口の設置その他当該無線局への混信その他の妨害を防止し、又は解消するための措置を講ずるものであること。</u>
[ス～ソ 略]
タ その他
[（ア）～（オ） 略]
<u>（カ） 設備規則第49条の6の12及び第49条の6の13に規定する無線設備を使用する基地局（以下この（16）において「5G基地局」という。）の開設（既に開設している基地局について当該無線設備を使用するための変更を含む。）に係る申請に当たっては、次の計画等が明らかであること。ただし、5G基地局が特定基地局である場合には、当該計画等の内容の記載を省略することができるほか、他の周波数帯に係る既に認定を受けた特定基地局の開設計画の内容又は既に免許を受けた無線局に係る計画等（当該既に免許を受けた無線局の免許人が申請しようとする場合に限り、再免許の申請の際に提出した将来の業務計画等における電気通信設備の調達に関する計画等を含む。）の内容とその内容が同一である計画等に係る無線局の免許を申請しようとする場合には、その旨及び当該既に認定を受けた特定基地局の開設計画の認定の番号又は当該既に免許を受けた無線局の免許の番号を記載して、当該計画等の内容の記載を省略することができる。</u>
<u>A 設置しようとする5G基地局の無線設備及び当該5G基地局の運用に必要な電気通信設備の調達に関する計画（「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和5年度版）」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意すること。）並びにその根拠</u>
<u>B Aの電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策（サイバーセキュリティ確保のための取組を含む。）に関する計画及びその根拠</u>
<u>（キ） 5G基地局の免許に際しては、法第104条の2の規定により、「この無線局の運用に当たっては、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73</u>

示されていること。ただし、当該特定基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。
[（オ）～（シ） 同左]
[コ・サ 同左]
シ 他の無線局との干渉調整等
[（ア）～（サ） 同左]
[新設]
[ス～ソ 同左]
タ その他
[（ア）～（オ） 同左]
[新設]
[新設]

号)、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(令和5年度版)」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成30年12月10日関係省庁申合せ)に留意し、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること。」とする旨の条件を付すものとする。 [別表 略] [(17) ～ (19) 略] (20) 広帯域移動無線アクセスシステム(2575MHzから2595MHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。以下この(20)及び第3の1(3)カにおいて同じ。)の無線局 [ア～サ 略] シ 5G基地局の導入計画等 設備規則第49条の29の2に規定する無線設備を使用する基地局(以下この(20)において「5G基地局」という。)の開設(既に開設している基地局について当該無線設備を使用するための変更を含む。)に係る申請に当たっては、次の計画等が明らかであること。ただし、既に認定を受けた特定基地局の開設計画の内容又は既に免許を受けた無線局に係る計画等(当該既に免許を受けた無線局の免許人が申請をしようとする場合に限り、再免許の申請の際に提出した将来の業務計画等における電気通信設備の調達に関する計画等を含む。)の内容とその内容が同一である計画等に係る無線局の免許を申請しようとする場合には、その旨及び当該既に認定を受けた特定基地局の開設計画の認定の番号又は当該既に免許を受けた無線局の免許の番号を記載して、当該計画等の内容の記載を省略することができる。 [(ア) 略] (イ) 設置しようとする5G基地局の無線設備及び当該5G基地局の運用に必要な電気通信設備の調達に関する計画(「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」(昭和62年郵政省告示第73号)、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(令和5年度版)」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成30年12月10日関係省庁申合せ)に留意すること。)並びにその根拠 [(ウ) ～ (カ) 略] ス その他 [(ア) ・ (イ) 略] (ウ) 5G基地局の免許に際しては、法第104条の2の規定により次の条件を付すものとする。 「この無線局の運用に当たっては、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」(昭和62年郵政省告示第73号)、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(令和5年度版)」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成30年12月10日関係省庁申合せ)に留意し、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること。」 [(21) 略] [2 ～ 4 略]
--

[別表 同左] [(17) ～ (19) 同左] (20) 広帯域移動無線アクセスシステム(2575MHzから2595MHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。以下この(20)及び第3の1(3)カにおいて同じ。)の無線局 [ア～サ 同左] シ 5G基地局の導入計画等 設備規則第49条の29の2に規定する無線設備を使用する基地局(以下この(20)において「5G基地局」という。)を申請者が全国において初めて開設(既に開設している基地局について当該無線設備を使用するための変更を含む。)する申請に当たっては、次の計画等が明らかであること。 [(ア) 同左] (イ) 設置しようとする5G基地局の無線設備及び当該5G基地局の運用に必要な電気通信設備の調達に関する計画(「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」(昭和62年郵政省告示第73号)、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成30年度版)」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成30年12月10日関係省庁申合せ)に留意すること。)並びにその根拠 [(ウ) ～ (カ) 同左] ス その他 [(ア) ・ (イ) 同左] (ウ) 5G基地局の免許に際しては、法第104条の2の規定により次の条件を付すものとする。 「この無線局の運用に当たっては、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」(昭和62年郵政省告示第73号)、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成30年度版)」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成30年12月10日関係省庁申合せ)に留意し、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること。」 [(21) 同左] [2 ～ 4 同左]

[第3 略]

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

(1) 携帯無線通信を行う特定無線局

[ア～オ 略]

カ 通信の相手方

通信の相手方は、次のとおりとする。

(ア) 基地局（施行規則第15条の2第2項第1号及び第1号の2に掲げるものに限る。）

[略]

キ 電波の型式及び周波数

第2の1の(16)によるほか、次に従い指定する。ただし、施行規則第15条の2第2項第1号及び第3号に掲げる無線局に指定する周波数は、平成26年総務省告示第319号（電波法施行規則第15条の2第2項第1号及び第3号の無線局に使用させる電波の周波数を定める件）に掲げるものに限り、施行規則第15条の2第2項第1号の2及び第3号の2に掲げる無線局に指定する周波数は、当該各号の表の上欄に掲げるものに限る。

(ア) 施行規則第15条の2第2項第1号の2及び第3号の2に掲げる無線局（2,330MHzを超え2,370MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）にあつては、当該無線局の無線設備を設置しようとする区域の全部が2,300MHzを超え2,400MHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用無線局（移動しないものに限る。）の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない地域であることについて当該公共業務用無線局の免許人との間で合意していること。

(イ) 施行規則第15条の2第2項第1号の2及び第3号の2に掲げる無線局（3,400MHzを超え4,100MHz以下の周波数の電波を使用する基地局又は3,400MHzを超え3,600MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動中継局であつて、令和 年総務省告示第 号（電波法施行規則第十五条の二第二項第一号の二及び第三号の二の規定に基づき、同項第一号の二及び第三号の二の表の下欄に規定する二、三〇〇MHzを超え二、四〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用無線局及び三、四〇〇MHzを超え四、二〇〇MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域を定める件）に掲げる地域を除く地域に無線設備を設置する場合に限る。）にあつては、当該無線局の無線設備を設置しようとする区域の全部が3,400MHzを超え4,200MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局（予備免許を受けているものを含む。）の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない地域であることについて、当該宇宙無線通信を行う無線局の免許人（当該宇宙無線通信を行う無線局を開設することを目的として申請者との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結した者を含む。）との間で合意していること。

(ウ) 施行規則第15条の2第2項第1号の2及び第3号の2に掲げる無線局（3,400MHzを超え4,100MHz以下の周波数の電波を使用する基地局又は3,400MHzを超え3,600MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動中継局であつて、令和 年総務省告示第 号にあつては、免許規則別表第2号の4注17(7)に基づき記載した具体的な設置場所に関し、当該場所に無線設備を設置する無線局が3,400MHzを超え4,200MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局（予備免許を受けているものを含む。）にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないことについて、当該宇宙無線通信を行う無線局の免許人（当該

[第3 同左]

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

(1) 携帯無線通信を行う特定無線局

[ア～オ 同左]

カ 通信の相手方

通信の相手方は、次のとおりとする。

(ア) 基地局（施行規則第15条の2第2項第1号に掲げるものに限る。）

[同左]

キ 電波の型式及び周波数

第2の1の(16)によること。ただし、施行規則第15条の2第2項第1号及び第3号に掲げる無線局に指定する周波数は、平成26年総務省告示第319号（電波法施行規則第15条の2第2項第1号及び第3号の無線局に使用させる電波の周波数を定める件）に掲げるものに限る。

[新設]

宇宙無線通信を行う無線局を開設することを目的として申請者との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結した者を含む。)との間で合意していること。

(エ) (イ)及び(ウ)の規定にかかわらず、法第27条の14第1項の規定に基づき、3,400MHzから3,480MHzまでの周波数を指定して認定を受けた開設計画(法第27条の15第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に基づき当該認定の有効期間中に開設される特定基地局にあつては、当該開設計画の認定の日(法第27条の15第1項の規定による変更(平成30年総務省告示第34号(第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件)第1章第1項第14号に規定する5G基地局の開設に関する開設計画の変更を除く。))の認定があったときは、その変更の認定の日)以前に開設され、3,400MHzから4,200MHzまでの周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う既設の無線局(予備免許を受けているものを含む。)に関し、当該無線局の免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意していること。

(オ) 施行規則第15条の2第2項第1号の2及び第3号の2に掲げる無線局(27.0GHzを超え28.2GHz以下及び29.1GHzを超え29.5GHz以下の周波数を使用するものに限る。)にあつては、免許規則別表第2号の4注17(7)に基づき記載した具体的な設置場所に関し、当該場所に無線設備を設置する無線局が27.0GHzを超え31.0GHz以下の周波数の電波を受信する人工衛星局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないことについて、当該人工衛星局の免許人(当該人工衛星局を開設することを目的として申請者との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結した者を含む。)との間で合意していること。

[ク・ケ 略]

コ その他

(ア) 施行規則第15条の2第2項第1号の2及び第3号の2に掲げる無線局(2,330MHzを超え2,370MHz以下の周波数を使用するものに限る。)の包括免許に際しては、法第104条の2の規定により、「この無線局免許に基づく無線局の新設又は既設の無線局の無線設備の設置場所若しくは工事設計の変更は、令和 年総務省告示第 号(電波法施行規則第十五条の二第二項第一号の二及び第三号の二の規定に基づき、同項第一号の二及び第三号の二の表の下欄に規定する二、三〇〇MHzを超え二、四〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用無線局及び三、四〇〇MHzを超え四、二〇〇MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域を定める件)に掲げる地域を除く地域に無線設備を設置し、かつ、2,300MHzを超え2,400MHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用無線局(移動しないものに限る。)の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない地域として当該公共業務用無線局の免許人と現に合意している地域に無線設備を設置する場合に限る。ただし、施行規則別表第一号の三に規定する工事設計の軽微な事項の変更については、この限りではない。」とする旨の条件を付すものとする。

(イ) 施行規則第15条の2第2項第1号の2及び第3号の2に掲げる無線局(3,400MHzを超え4,100MHz以下の周波数の電波を使用する基地局又は3,400MHzを超え3,600MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動中継局であつて、令和 年総務省告示第 号(電波法施行規則第十五条の二第二項第一号の二及び第三号の二の規定に基づき、同項第一号の二及び第三号の二の表の下欄に規定する二、三〇〇MHzを超え二、四〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用無線局及び三、四〇〇MHzを超え四、二〇〇MHz以下の周波数の電波を受信

[ク・ケ 同左]

[新設]

する宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域を定める件）に掲げる地域を除く地域に無線設備を設置する場合に限る。）の包括免許に際しては、法第104条の2の規定により、「この無線局免許に基づく無線局の新設又は既設の無線局の無線設備の設置場所若しくは工事設計の変更は、令和 年総務省告示第 号に掲げる地域を除く地域に無線設備を設置し、かつ、3,400MHzを超え4,200MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局（予備免許を受けているものを含む。）の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない地域として当該宇宙無線通信を行う無線局の免許人（当該宇宙無線通信を行う無線局を開設することを目的として免許人との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結した者を含む。）と現に合意している地域に無線設備を設置する場合に限る。ただし、施行規則別表第1号の3に規定する工事設計の軽微な事項の変更については、この限りではない。」とする旨の条件を付すものとする。 （ウ） 施行規則第15条の2第2項第1号に掲げる基地局（4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）又は同項第1号の2に掲げる基地局（4,000MHzを超え4,100MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の包括免許に際しては、法第104条の2の規定により、「この無線局免許に基づき開設する無線局は、空港に着陸する航空機の進入経路（当該空港の滑走路の短辺の両端及び当該短辺と同じ側における滑走路の長辺の延長1,000mの距離を有する2点を結んで得た平面をいう。）及び当該進入経路の周囲200m並びにヘリポートの着陸帯の中心から離隔距離50m（等価等方輻射電力が25dBm/MHz以下の基地局にあっては20m）の範囲に設置してはならない。」とする旨の条件を付すものとする。 [（2）～（20） 略] [2～4 略] [第5 略]	[（2）～（20） 同左] [2～4 同左] [第5 同左]
---	---

附 則
この訓令は、令和7年 月 日から施行する。